

瀬戸市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第10号

瀬戸市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(重複支給の禁止)</p> <p>第3条 職員が別表の勤務内容欄に定める勤務のいずれかに従事した場合において、その勤務が同時に同欄に定める他の勤務にも該当するときは、任命権者が市長の承認を得て定める場合を除き、それらの勤務に従事することにより受けることのできる手当のうち、手当金額が日額により定められたもの及びその他の方法により定められたものの順位により、また、同順位のものにあつては、手当金額の最も多いものの手当についてのみ支給するものとする。</p>	<p>(重複支給の禁止)</p> <p>第3条 職員が別表の勤務内容欄に定める勤務のいずれかに従事した場合において、その勤務が同時に同欄に定める他の勤務にも該当するときは、任命権者が市長の承認を得て定める場合を除き、それらの勤務に従事することにより受けることのできる手当のうち、<u>手当金額が月額により定められたもの、日額により定められたもの及びその他の方法により定められたものの順位により、また、同順位のものにあつては、手当金額の最も多いものの手当についてのみ支給するものとする。</u></p> <p><u>(月額による手当の支給方法)</u></p> <p>第4条 <u>職員がその本来の職務として月額により定められた手当を受けることができる勤務に従事したときは、次の各号に掲げる場合を除き、その月額による手当を支給する。</u></p>

(日額による手当の支給方法)

第4条 <省略>

(数量による手当の支給方法)

第5条 <省略>

(手当の支給日)

第6条 <省略>

別表 (第2条、第3条関係)

(1) 月の初日 (その日が休日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日又は日曜日でない日) 後の日において、当該勤務につくことを命ぜられた場合

(2) 月の末日 (その日が休日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日でない日) 前の日において、当該勤務を解かれた場合

(3) 月間において、当該勤務に従事しない日が休日、日曜日、休暇日 (無給休暇を除く。) 及び公務に起因する傷い疾病のため勤務に従事しない日を除き、10日以上ある場合

2 前項の場合において、職員が同項各号のいずれかに該当するとき及び同項に規定する勤務に職員が臨時的に又は応援として従事したときは、当該勤務に従事した日数に応じ、月額を日割計算の方法によって支給する。ただし、日割計算の結果、その月分の当該手当の支給金額が月額をこえるときは、月額をもって支給金額とする。

3 前項に規定する日割計算は、月額に25分の1を乗じて得た額 (円未満の端数を生じたときは、円に切り上げる。) を日額とし、これに職員が当該勤務に従事した日数を乗ずる方法による。

(日額による手当の支給方法)

第5条 <省略>

(数量による手当の支給方法)

第6条 <省略>

(手当の支給日)

第7条 <省略>

別表 (第2条、第3条関係)

勤務内容	手当額	勤務内容	手当額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）の規定により選任された公害防止担当者が行う公害防止に関する管理業務	日額 <u>100円</u>	県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）の規定により選任された公害防止担当者が行う公害防止に関する管理業務	月額 <u>1,500円</u>
電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定により選任された電気主任技術者が行う電気業務	日額 <u>100円</u>	電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定により選任された電気主任技術者が行う電気業務	月額 <u>1,500円</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の瀬戸市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う業務について適用し、施行日前に行われた業務に対する特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。